

契約条項（和歌山県の例）

和歌山県（以下「甲」という。）と ○○（以下「乙」という。）とは、令和7年度和歌山県市町村教育情報化推進協議会 GIGA スクール運営支援センター業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1） 業務名 令和7年度 GIGA スクール運営支援センター業務

（2） 業務の内容 別添仕様書のとおり

（業務期間）

第2条 委託業務の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（処理の方法）

第3条 乙は、委託業務を別添の仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 （A） 契約保証金は、金○○○円とする。

（B） 契約保証金は、免除する。

（注） 場合に応じ、（A）又は（B）を選択します。

（実績報告）

第6条 乙は、毎月の業務の成果を記載した業務実績報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。また、委託業務を終了したときは、その業務の成果を記載した委託業務実績報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（確認等）

第7条 甲は、乙から業務実績報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めるときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

（委託料の支払）

第8条 乙は、業務実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して当該月の委託料○○円の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰する理由により委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき定められた、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 甲は、前項の検査の結果不相当と認めるときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（委託業務の内容の変更）

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(本件業務の内容の変更)

第10条 甲は、この契約締結後の事情により、本件業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料及び貸借料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行遅滞等)

第11条 乙は、履行期限までに本件業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託料もしくは貸借料につきその延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は契約期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙が、次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、委託業務の一部を第三者に再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 乙から次条第2項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

- 2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。
(B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託費の10.0パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(注) 第5条(契約保証金)で(A)を使用するときは(A)、(B)を使用するときは(B)をそれぞれ使用するものとします。

(委託業務の変更等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して委託業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

- 2 乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止(廃止)申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

(損害賠償)

- 14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

(情報セキュリティに関する基本的事項)

第16条 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、本件業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(事業者の責任者、業務内容、作業員、作業場所の特定)

第17条 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業員を従事する業務内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

- 2 仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

- 3 前2項の届け出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第19条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、この契約上の地位を第三者に承継させ、又はこの契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、本件業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 乙は、本件業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第21条 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、本委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

(情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第22条 乙は、本件業務において甲から提供を受けた情報について、本件業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(情報資産の複写又は複製)

第23条 乙は、本件業務において甲から提供を受けた情報について、本件業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

(情報へのアクセス)

第24条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

(作業員の資格)

第25条 乙は、本件業務を実施する作業員に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示する又はその写しを提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第26条 乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(事故報告)

第27条 乙は、本件業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、サイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本件業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(事故の公表)

第28条 甲は、本件業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

(個人情報の保護)

第29条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

3 前2項の規定は、第18条の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

(サービスレベル)

第30条 乙は、本件業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

(従業員に対する教育)

第31条 乙は、本件業務の遂行に当たって、本件業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(情報システムの運用に関する文書)

第32条 乙は、本件業務の遂行に当たって運用計画を策定し甲に提出しなければならない。
また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

(納品物のウィルス検査)

第33条 乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

(情報資産の取扱いに関する監査及び検査)

第34条 甲は、本件業務に係る情報資産の取扱いについて、この契約の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(著作権の譲渡)

第35条 乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び28条に基づく権利を含むすべての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの(以下、「乙著作物」という。)が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

(情報資産の返還、廃棄等)

第36条 乙は、本件業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は、復元できない方式で消去しなければならない。

(損害賠償等)

第37条 乙の故意又は過失を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲または第三者に対する損害を発生させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(書類の整備)

第38条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかななければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託業務の完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(契約不適合責任)

第39条 乙は、第7条の引渡しの日から起算して12月以内に発見されたこの契約の内容との不適合を甲の指定する期限までに修補しなければならない。

2 甲は、前項の不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(管轄裁判所)

第40条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第41条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山県知事 岸 本 周 平

乙 ○○